

I GL小規模多機能型居宅介護西風新都	広島市安佐南区沼田町大字大塚字長畑1094番1	平成22年10月1日
I GLデイサービスセンター西風新都	広島市安佐南区沼田町大字大塚字長畑1094番1	平成22年10月1日
オムエル祇園ヘルパーステーション	広島市安佐南区山本四丁目13番54号	平成21年7月1日
デイサービスシャレー	広島市安佐南区上安六丁目31番1号	平成21年9月1日
養護老人ホーム三篠園	広島市安佐北区白木町大字井原1244番地	平成18年10月1日
医療法人社団朋和会西広島リハビリテーション病院	広島市佐伯区三宅六丁目265番地	平成22年10月1日

~~~~~

**広島市告示第548号**

平成22年11月11日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 廃止年月日      | 事業所の名称             | 所在地                  | 事業者（法人）の名称  |
|------------|--------------------|----------------------|-------------|
| 平成22年9月1日  | ほほえみ診療所            | 広島市中区西平塚町4番15号       | 平川 晃        |
| 平成22年9月30日 | ふれあいクリニック          | 広島市南区段原南二丁目2番3号      | 医療法人好縁会     |
| 平成20年8月31日 | 広島市仁保・楠那地域包括支援センター | 広島市南区仁保新町一丁目4番12号    | 医療法人社団広島厚生会 |
| 平成21年6月30日 | オムエル祇園ヘルパーステーション   | 広島市安佐南区山本四丁目12番61-2号 | 株式会社オムエル    |

~~~~~

広島市告示第549号

平成22年11月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

名称	所在地	指定年月日
ユーアイクリニック	広島市中区本通7-25 高橋ビル1F	平成22年7月1日
川崎産婦人科医院	広島市南区旭三丁目13-16-1	平成22年11月1日
小児科さとうクリニック	広島市南区宇品西三丁目1-45-3 クリニックモール宇品	平成22年11月1日
小島クリニック	広島市安佐南区祇園四丁目8-5	平成22年11月1日
小田内科クリニック	広島市安佐北区可部四丁目23-13	平成22年11月1日
ふじたこどもクリニック	広島市安佐北区可部四丁目23-13	平成22年11月1日
オズ薬局可部店	広島市安佐北区可部四丁目23-13	平成22年11月1日
まつしま歯科クリニック	広島市佐伯区湯来町大字和田字道原178-1	平成22年11月1日

~~~~~

**広島市告示第550号**

平成22年11月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名称          | 所在地             | 廃止年月日       |
|-------------|-----------------|-------------|
| 川崎産婦人科医院    | 広島市南区旭二丁目14-4   | 平成22年10月31日 |
| 小島クリニック     | 広島市安佐南区祇園四丁目8-5 | 平成22年10月31日 |
| まつしま歯科クリニック | 広島市佐伯区湯来町大字和田3  | 平成22年10月31日 |

|      |                    |             |
|------|--------------------|-------------|
| 金剛薬局 | 広島市佐伯区五日市中央二丁目2-13 | 平成22年11月30日 |
|------|--------------------|-------------|

広島市告示第551号

平成22年11月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名 称                | 所 在 地                   | 開 設 者                                 | 変 更<br>年 月 日 |
|--------------------|-------------------------|---------------------------------------|--------------|
| ひかり薬局              | 広島市安佐北区白木町三田7005-2      | (旧) 有限会社のぞみ薬局<br>取締役<br>藤川 久美子        | 平成22年10月1日   |
|                    |                         | (新) 株式会社<br>フォーリーフ<br>代表取締役<br>藤川 久美子 |              |
| のぞみ薬局<br>可部南店      | 広島市安佐北区可部南二丁目14-15      | (旧) 有限会社のぞみ薬局<br>取締役<br>藤川 久美子        | 平成22年10月1日   |
|                    |                         | (新) 株式会社<br>フォーリーフ<br>代表取締役<br>藤川 久美子 |              |
| のぞみ薬局<br>可部西店      | 広島市安佐北区可部四丁目6-2 YNビル102 | (旧) 有限会社のぞみ薬局<br>取締役<br>藤川 久美子        | 平成22年10月1日   |
|                    |                         | (新) 株式会社<br>フォーリーフ<br>代表取締役<br>藤川 久美子 |              |
| (旧)<br>有限会社のぞみ薬局   | 広島市安佐北区可部五丁目14-19       | (旧) 有限会社のぞみ薬局<br>取締役<br>藤川 久美子        | 平成22年10月1日   |
| (新)<br>のぞみ薬局<br>本店 |                         | (新) 株式会社<br>フォーリーフ<br>代表取締役<br>藤川 久美子 |              |

広島市告示第552号

平成22年11月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2第3号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 名 称                | 所 在 地                         | 辞 退<br>年 月 日 |
|--------------------|-------------------------------|--------------|
| 医療法人あした会<br>中西歯科医院 | 広島市南区比治山本町16-35 広島産業文化センター12F | 平成22年10月15日  |

広島市告示第553号

平成22年11月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 供用を開始する年月日  
平成22年11月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
(別紙)

| 区 分               | 下 水 を 排 除 す る 区 域 |                                                                  | 排 水<br>施 設<br>の<br>方 式 |
|-------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------|
|                   | 区 名               | 町 名                                                              |                        |
| 汚水及<br>び雨水<br>を排除 | 安佐南区              | 東原三丁目の一部                                                         | 分流式                    |
|                   | 安佐北区              | 三入南二丁目の一部                                                        |                        |
|                   | 安芸区               | 上瀬野町の一部                                                          |                        |
| 汚水を<br>排 除        | 南 区               | 出島一丁目の一部                                                         | 分流式                    |
|                   | 西 区               | 己斐上三丁目の一部                                                        |                        |
|                   | 安佐南区              | 高取南一丁目、大町西二丁目、川内一丁目、八木二丁目、上安二丁目、長楽寺二丁目、沼田町大字伴、沼田町大字大塚及び祇園三丁目の各一部 |                        |
|                   | 安佐北区              | 可部町大字南原、上深川町、口田南町、亀山七丁目、亀山九丁目及び可部町大字桐原の各一部                       |                        |

佐伯区 八幡東一丁目の一部

## 広島市告示第554号

平成22年11月19日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 下水の処理を開始する年月日  
平成22年11月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別紙)

| 下水を処理する区域 |                                                                        | 終末処理場の位置及び名称                                     |
|-----------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 区名        | 町名                                                                     |                                                  |
| 南区        | 出島一丁目の一部                                                               | 位置：<br>広島市南区宇品東四丁目2番27号<br>名称：<br>広島市旭町水資源再生センター |
| 西区        | 己斐上三丁目の一部                                                              | 位置：<br>広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称：<br>広島市西部水資源再生センター    |
| 安佐南区      | 高取南一丁目、東原三丁目、大町西二丁目、川内一丁目、八木二丁目、上安二丁目、長楽寺二丁目、沼田町大字伴、沼田町大字大塚及び祇園三丁目の各一部 |                                                  |
| 安佐北区      | 三入南二丁目、可部町大字南原、上深川町、口田南町、亀山七丁目、亀山九丁目及び可部町大字桐原の各一部                      |                                                  |
| 佐伯区       | 八幡東一丁目の一部                                                              |                                                  |
| 安芸区       | 上瀬野町の一部                                                                | 位置：<br>広島市南区向洋沖町1番1号<br>名称：<br>太田川流域下水道東部浄化センター  |

## 広島市告示第555号

平成22年11月19日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 供用を開始する年月日  
平成22年11月20日
- 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称      |
|-----------------|----------------|
| 安佐北区白木町大字秋山の一部  | 須沢農業集落排水処理施設   |
| 安佐北区白木町大字三田の一部  | 上三田農業集落排水処理施設  |
| 安佐北区白木町大字小越の一部  | 井原高南農業集落排水処理施設 |

## 広島市告示第556号

平成22年11月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

- 委任を受ける分任出納員  
競輪事務局（観音寺競輪場） 職員 宮崎 修  
競輪事務局（小松島競輪場） 職員 坂東 大介  
競輪事務局（サテライト札幌） 職員 桐澤 武磨  
競輪事務局（サテライト石狩） 職員 天羽 光人  
競輪事務局（サテライト男鹿） 職員 工藤 幸弘
- 委任させる事務  
(1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納  
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 委任年月日  
平成22年11月17日
- 委任期間  
平成22年11月17日から平成23年1月25日まで

## 広島市告示第557号

平成22年11月19日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、経済局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受ける分任出納員

競輪事務局（防府競輪場） 職員 山脇 宏  
競輪事務局（サテライト阿久根） 職員 橋本 昌宣

2 委任させる事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の収納  
(2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成 2 3 年 1 月 8 日

4 委任期間

平成 2 3 年 1 月 8 日から平成 2 3 年 1 月 2 5 日まで

広島市告示第 5 5 8 号

平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、経済局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受ける分任出納員

競輪事務局（サテライト大阪） 職員 根来 慶悟  
競輪事務局（サテライト阪神） 職員 井上 克己

2 委任させる事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の収納  
(2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

4 委任期間

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日から平成 2 3 年 2 月 3 日まで

広島市告示第 5 5 9 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 2 3 条第 1 項の規定により、平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日付けで認定申請のあった下記の特定農用地利用規程については、これを認定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日

広島市長 秋 葉 忠 利

記

中王地区特定農用地利用規程

広島市告示第 5 6 0 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日

広島市市営小町第五駐車場を廃止するため、広島市市営駐車場条例（昭和 4 5 年広島市条例 1 3 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 廃止する駐車場

| 駐 車 場 名      | 位 置     | 駐車規模       |
|--------------|---------|------------|
| 広島市市営小町第五駐車場 | 広島市中区小町 | 駐車台数 3 2 台 |

2 廃止する日

平成 2 3 年 1 月 3 1 日

広島市告示第 5 6 1 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第 5 6 2 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イズミ五日市店  
(2) 所在地 広島市佐伯区五日市五丁目 1 5 5 3 番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社イズミ  
代表取締役社長 山西 泰明  
広島市南区京橋町 2 番 2 2 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 別紙のとおり。

（変更後） 別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

## 5 届出年月日

平成22年11月24日

## 6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部市政振興課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年11月26日から平成23年3月28日まで。

ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年3月28日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

別紙 略

~~~~~  
広島市告示第563号

平成22年11月29日

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式による住居表示の実施等のため、別図第1に示す区域をもって別図第2に示すとおり町の区域を新たに設定することについて、同法第5条の2第1項の規定により公示します。

なお、公示した案に係る町の区域内に住所を有する者で市議会議員及び市長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、市長に対し、平成23年1月4日までに、50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

広島市長 秋 葉 忠 利